

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1. 改正の理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の一部改正および風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）の規定により、既に市町に移譲している事務の一部を権限移譲の対象から除くとともに、生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正に伴い、新たに追加された介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関の指定等に係る事務（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律30号）において生活保護法の例によるとされる事務を含む。）を市（大津市を除く。）に移譲するため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を改正しようとするものです。

2. 改正の概要

(1) 市町が処理する事務の範囲から、次に掲げる事務を除くこととします。（別表関係）

ア 児童福祉法第35条第4項の規定による児童福祉施設（法第7条第1項の保育所に限る。）の設置の認可に係る申請の受付に係る事務

イ 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく行為の許可等に係る事務

(2) 生活保護法に基づく介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関の指定等に関する事務（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律において生活保護法の例によるとされる事務を含む。）について、市（大津市を除く。）が処理する事務に加えることとします。（別表関係）

(3) その他

ア この条例は、平成27年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条～第3条 省略 別表（第2条関係）	第1条～第3条 省略 別表（第2条関係）
(1)・(2) 省略 (3) 児童福祉法および児童福祉法施行規則ならびに市町（大津市に同法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 児童福祉法第35条第4項の規定による児童福祉施設（同法第7条第1項の保育所に限る。）の設置の認可に係る申請の受付 イ 児童福祉法施行規則第36条の41（同規則第36条の47において準ずる場合を含む。）の規定による里親の登録等の申請の受付 ウ アおよびイに掲げるもののほか、児童福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの (4)～(12) 省略	(1)・(2) 省略 (3) 削除 (4)～(12) 省略
(13) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア・イ 省略 ウ 法第50条第2項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指導 エ 法第50条の2（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理 オ 法第51条第1項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理	(13) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア・イ 省略 ウ 法第50条第2項（法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指導 エ 法第50条の2（法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理 オ 法第51条第1項（法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理

カ 法第51条第2項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消しおよび効力の停止

キ 法第53条第1項（法第54条の2第4項および第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならびに診療報酬の額の決定

ク 法第53条第3項（法第54条の2第4項および第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

ケ 法第54条第1項（法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収および立入検査

コ～シ 省略

(14)～(59) 省略

(59)の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（以下この項において「例による保護法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 省略

イ 省略

ウ 例による保護法第50条第2項（例による保護法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指導

カ 法第51条第2項（法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消しおよび効力の停止

キ 法第53条第1項（法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならびに診療報酬の額の決定

ク 法第53条第3項（法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

ケ 法第54条第1項（法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収および立入検査

コ～シ 省略

(14)～(59) 省略

(59)の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（以下この項において「例による保護法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 省略

イ 省略

ウ 例による保護法第50条第2項（例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指導

<p>エ 例による保護法第50条の2（例による保護法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理</p> <p>オ 例による保護法第51条第1項（例による保護法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理</p> <p>カ 例による保護法第51条第2項（例による保護法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消しおよび効力の停止</p> <p>キ 例による保護法第53条第1項（例による保護法第54条の2第4項および第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならびに診療報酬の額の決定</p> <p>ク 例による保護法第53条第3項（例による保護法第54条の2第4項および第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p> <p>ケ 例による保護法第54条第1項（例による保護法第54条の2第4項および第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収および立入検査</p> <p>コ～シ 省略</p>	
(59)の3～(64)の7 省略	
(65) 児童福祉法施行規則および児童福祉法の施行	市町（大津市

<p>エ 例による保護法第50条の2（例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理</p> <p>オ 例による保護法第51条第1項（例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理</p> <p>カ 例による保護法第51条第2項（例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消しおよび効力の停止</p> <p>キ 例による保護法第53条第1項（例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならびに診療報酬の額の決定</p> <p>ク 例による保護法第53条第3項（例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p> <p>ケ 例による保護法第54条第1項（例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収および立入検査</p> <p>コ～シ 省略</p>	
(59)の3～(64)の7 省略	
(65) 児童福祉法施行規則および児童福祉法の施行	市町（大津市

<p>のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務を除く。)</p> <p>ア 児童福祉法施行規則第10条第2項の規定による療育券の交付</p> <p>イ アに掲げるもののほか、児童福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
(65)の2 省略	
<p>(66)および(67) 削除</p> <p>(68) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 条例第2条第1項の規定による風致地区内における行為の許可</p> <p>イ 条例第2条第3項後段の規定による協議</p> <p>ウ 条例第3条後段の規定による通知の受理</p> <p>エ 条例第5条の規定による完了および廃止の届出の受理</p> <p>オ 条例第6条第1項の規定による監督処分</p> <p>カ 条例第6条第2項の規定による措置の実施および公告</p> <p>キ 条例第7条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>ク 条例第7条第2項の規定による立入検査</p>	野洲市
(69)以下 省略	

<p>のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務を除く。)</p> <p>ア 児童福祉法施行規則第10条第2項の規定による療育券の交付</p> <p>イ 児童福祉法施行規則第36条の41（同規則第36条の47において準ずる場合を含む。）の規定による里親の登録等の申請の受付</p> <p>ウ アおよびイに掲げるもののほか、児童福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
(65)の2 省略	
(66)から(68)まで 削除	
(69)以下 省略	